

電線総24第67号
平成24年10月11日

一般社団法人 日本電設工業協会

専務理事

池内 真一 様

一般社団法人 日本電線工業会

専務理事

高田 優



共通の基準価格表に依拠しない個別・独自の取引の実現に向けて（協力依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、建設・電販向け電線の取引について、当工業会の一部会員が共通の基準価格表、共通の銅ベース及び共通の値引き率を用い取引を行っていたことが、競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、2010年11月18日、公正取引委員会から当該建設・電販向け電線の製造業者及び販売業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令が下されました。

ご高承の通り、企業コンプライアンスの確立が、社会的に極めて重視される中、関係する会員各社では、再発防止及びさらなる企業コンプライアンスの強化を進めてきており、中でも、共通の基準価格表が違反行為の温床として機能していたことから、再発防止のためには、その廃止が不可欠との指摘を各方面から受けており、会員各社ごとにお客様との個別の協議に基づいた個別の価格による取引を実現すべく、鋭意努力を重ねてまいりたところであります。

当工業会といたしましては、価格水準自体に何かを申し上げるつもりは毛頭ございませんが、共通の基準価格表に依拠することのない、取引当事者間の個別かつ自由な協議による取引の実現については、これを強く望んでいます。

お客様にも、当該協議のお時間やお手間をいただくこととなります、これは企業コンプライアンスの確立のために、避けて通れない道であり、貴協会に置かれましても、本趣旨をご理解ご賢察いただき、共通の基準価格表に依拠しない取引の実現に、是非ともご協力いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

また、貴協会会員各社に対し、本協力依頼についてご周知いただくとともに、ご協力賜りますようお口添えいただきたく併せてお願い申し上げます。

敬具